

保護預り規定兼振替決済口座管理規定・新旧対照表

(※下線部変更)

新 (改定後)	旧 (現行)
保護預り規定兼振替決済口座管理規定	保護預り規定兼振替決済口座管理規定
<p>第1条～第4条 (現行通り)</p> <p>(保護預り口座又は振替決済口座の開設)</p> <p>第5条 国債証券等及び外国国債証券については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「債券取引口座開設申込書」をご提出ください。その際、<u>次の確認等</u>を行わせていただきます。</p> <p>① <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。</u></p> <p>② <u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関連法令の定めに従って共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたとき又はその他番号法若しくはその他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 「債券取引口座開設申込書」に押印された印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。</p> <p>4 (現行通り)</p> <p>第6条～第16条 (現行通り)</p> <p>(連絡事項)</p> <p>第17条 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。</p> <p>① 残高照合のための報告</p>	<p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>(保護預り口座又は振替決済口座の開設)</p> <p>第5条 国債証券等及び外国国債証券については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「債券取引口座開設申込書」をご提出ください。その際、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>[追加(新規)]</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 「債券取引口座開設申込書」に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。</p> <p>4 (省略)</p> <p>第6条～第16条 (省略)</p> <p>(連絡事項)</p> <p>第17条 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。</p> <p>① 残高照合のための報告</p>

新（改定後）	旧（現行）
<p>② 第 15 条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額</p> <p>2 （現行通り）</p> <p>3 （現行通り）</p> <p>4 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 <u>第 6 項</u>において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>② 第 15 条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 <u>第 4 項</u>において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>
<p>（届出事項の変更）</p> <p>第 18 条 印章を失ったとき、又は印章、<u>氏名若しくは名称、代表者、代理人、住所、共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。 <u>この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</u></p> <p>2 （現行通り）</p> <p>3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、<u>住所、共通番号、氏名等</u>をもって届出の印鑑、<u>住所、共通番号、氏名等</u>とします。</p>	<p>（届出事項の変更）</p> <p>第 18 条 印章を失ったとき、又は印章、<u>名称、代表者、代理人、住所</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。 <u>〔追加（新規）〕</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、<u>住所・氏名等</u>をもって届出の印鑑、<u>住所・氏名等</u>とします。</p>
<p>（当行の連帯保証義務）</p> <p>第 19 条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める<u>超過記載または記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者</p>	<p>（当行の連帯保証義務）</p> <p>第 19 条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める<u>消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明され</p>

新（改定後）	旧（現行）
<p>のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務</p> <p>② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める<u>超過記載または記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務</p> <p>③ その他、日本銀行において、振替法に定める<u>超過記載または記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第20条～第28条 （現行通り）</p> <p><u>附則 本規定は平成28年1月1日より適用されます。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>（改定 平成27年12月）</u></p>	<p>た分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務</p> <p>② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める<u>消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務</p> <p>③ その他、日本銀行において、振替法に定める<u>消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第20条～第28条 （省略）</p> <p><u>付則</u> <u>第1条 この改正は平成24年9月3日から施行します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加（新規）〕</u></p>

一般債振替決済口座管理規定・新旧対照表

(※下線部変更)

新 (改定後)	旧 (現行)
一般債振替決済口座管理規定	一般債振替決済口座管理規定
<p>第1条～第2条 (現行通り)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「債券取引口座開設申込書」によりお申込みいただきます。その際、<u>次の確認等を行わせていただきます。</u></p> <p>① <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。</u></p> <p>② <u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたとき又はその他番号法若しくはその他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 (現行通り)</p> <p>第4条 (現行通り)</p> <p>(当行への届出事項)</p> <p>第5条 「債券取引口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された<u>住所、氏名、共通番号等をもって、届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等</u>とします。</p> <p>第6条～第10条 (現行通り)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 当行は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。</p>	<p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「債券取引口座開設申込書」によりお申込みいただきます。その際、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p><u>[追加 (新規)]</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>(当行への届出事項)</p> <p>第5条 「債券取引口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された<u>住所、名称等</u>をもって、<u>お届出の印鑑、住所、名称等</u>とします。</p> <p>第6条～第10条 (省略)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 当行は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。</p>

新（改定後）	旧（現行）
<p>① 最終償還期限 ② 残高照合のための報告 ③ お客様に対して機構から通知された事項</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の<u>経営管理部</u>に直接ご連絡ください。</p> <p>3 （現行通り）</p> <p>4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>（届出事項の変更手続き）</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 （現行通り）</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、<u>住所、共通番号、氏名等</u>をもって届出の印鑑、<u>住所、共通番号、氏名等</u>とします。</p> <p>第13条 （現行通り）</p> <p>（当行の連帯保証義務）</p> <p>第14条 機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者</p>	<p>① 最終償還期限 ② 残高照合のための報告 ③ お客様に対して機構から通知された事項</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の<u>コンプライアンス統括部</u>に直接ご連絡ください。</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>（届出事項の変更手続き）</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うこと等があります。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影・<u>住所・名称等</u>をもって届出の印鑑・<u>住所・名称等</u>とします。</p> <p>第13条 （省略）</p> <p>（当行の連帯保証義務）</p> <p>第14条 機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者</p>

新（改定後）	旧（現行）
<p>に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 一般債の振替手続きを行った際、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める<u>超過記載または記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>② その他、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）において、振替法に定める<u>超過記載または記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第15条～第23条 （現行通り）</p> <p><u>附則 本規定は平成28年1月1日より適用されます。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>（改定 平成27年12月）</u></p>	<p>に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 一般債の振替手続きを行った際、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額よりも超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める<u>消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>② その他、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）において、振替法に定める<u>消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>第15条～第23条 （省略）</p> <p><u>付則</u> <u>第1条 この改正は平成24年9月3日から施行します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加（新規）〕</u></p>